

コクサイ・ケイマン・トラスト –  
**グローバルCBエマージングPLUS**

---

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型

米ドルクラス受益証券  
豪ドルクラス受益証券  
円クラス(ヘッジあり)受益証券  
円クラス(ヘッジなし)受益証券

**償還運用報告書**  
(全体版)

**作成対象期間**  
**第 8 期**

(自 2017年 9 月 1 日  
至 2017年12月29日(終了日))

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

## 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、コクサイ・ケイマン・トラストグローバルCBエマージングPLUS（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、2017年12月29日に終了しました。

ここに、最終計算期間である第8期（以下「当期」ということがあります。）および設定以来の運用状況をご報告申し上げます。

ご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／追加型	
信託期間	サブ・ファンドは、2011年1月12日に運用を開始し、2017年12月29日に終了（繰上償還）しました。	
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の転換社債（以下「世界の転換社債」といいます。）に主として投資を行うコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドであるグローバルCB エマージング・プラス・ファンドのGCBEFノン・ヘッジクラス（以下「投資先ファンド」といいます。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことでした。	
主要投資対象	サブ・ファンド	コクサイ・トラスト2 — グローバルCB エマージング・プラス・ファンド GCBEFノン・ヘッジクラス
	コクサイ・トラスト2 — グローバルCB エマージング・プラス・ファンド GCBEF ノン・ヘッジクラス	世界の転換社債（日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除きます。）
サブ・ファンドの運用方法	ケイマン諸島籍の投資信託であるコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドの1投資証券クラスである投資先ファンドに投資することにより運用しました。	
主な投資制限	サブ・ファンド	<ol style="list-style-type: none"> <li>①サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとします。</li> <li>②原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。</li> <li>③サブ・ファンドは、原則として、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。</li> <li>④投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。</li> </ol>
	コクサイ・トラスト2 — グローバルCB エマージング・プラス・ファンド GCBEF ノン・ヘッジクラス	<ol style="list-style-type: none"> <li>①適格投資対象（所定の要件を満たす転換社債、他社株転換社債およびワラント債等）の保有は、投資先ファンドの純資産価額の80%以上とします。</li> <li>②単一銘柄の社債の保有は、投資先ファンドの純資産価額の10%以下とします。</li> <li>③CCC+/Caa1以下の格付を付与された単一発行体の証券（政府または政府機関により発行または保証されたものを除きます。）の保有は、投資先ファンドの純資産価額の2%を超えてはなりません。</li> <li>④適格デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いかなる証券についてもショート・ポジションを取得してはなりません。</li> <li>⑤投資先ファンドの純資産価額の10%を超える借入れを行ってはなりません。</li> <li>⑥投資先ファンドの純資産価額の15%を超えて非流動資産<sup>(注)</sup>に投資してはなりません。</li> <li>⑦いかなる集団投資スキームにも投資してはなりません。</li> <li>⑧CCC+/Caa1以下の格付を付与された証券の保有総額は、投資先ファンドの純資産価額の30%以下とします。</li> <li>⑨投資先ファンドの投資対象の平均格付は、投資先ファンドの投資期間中、B-/B3以上に維持されます。</li> </ol> <p>上記③、⑧および⑨の遵守の測定にあたり、投資先ファンドの投資運用会社は、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズにより付与された信用格付を参照します。ある証券について異なる格付が付与されている場合、低い方の格付が適用されます。格付が付与されていない銘柄に関して、投資先ファンドの投資運用会社は、自己による信用格付を参照します。</p> <p>(注) 「非流動資産」とは、投資先ファンドの投資運用会社が7日以内に取引価格を見出せない資産をいいます。</p>
分配方針	管理会社は、その裁量により、1月と7月の15日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とします。）に、各クラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができました。分配は、受益者（日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者の保有する受益証券に関しては、日本における販売会社）に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われました。	

## I. 運用の経過等

### (1) 第7期までの運用の経過

#### ■第1期（2011年1月12日から2011年8月31日まで）

##### 世界C B市場の動向

サブ・ファン드가設定された2011年1月12日から第1期末における世界C B市場（UBS Global Vanilla Convertible Bond Index）のリターンは2.2%のマイナスとなりました。

2011年1月12日から3月初めにかけては、中東・北アフリカ情勢の緊迫化等の懸念材料があったものの、米国や欧州の全般に好調な経済指標や企業決算が良好な内容であったこと等を受けて、世界C B市場は堅調な展開となりました。3月には東日本大震災や北アフリカ・中東における情勢不安の長期化等があったものの、堅調な経済指標を背景として世界的な景気後退観測が後退したことや、4月から本格化した好調な企業決算等を背景として、引き続き世界C B市場は上昇しました。しかしながら、5月以降、ギリシャを中心とした欧州債務問題が再燃したことや米国等の一部経済指標が軟調な結果となったこと等を受けて、世界景気に対する楽観論が後退した結果、世界C B市場は反落しました。また、6月以降、中国の輸出の伸びが鈍化したこと等も世界経済失速への不安感を高める結果となったことや、7月以降、米国の債務上限問題等も浮上し、米国格付会社による米国債の格下げ等が投資家のリスク回避姿勢を強めた結果、世界C B市場は8月上旬にかけ大幅下落する結果となりました。

##### 投資先ファンドの運用状況

投資先ファンドでは徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しています。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のC B固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面等あらゆる観点から分析・評価を行っています。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行っています。第1期末現在での転換社債組入比率は96.4%、組入銘柄数は123銘柄となりました。

#### ■第2期（2011年9月1日から2012年8月31日まで）

##### 世界C B市場の動向

2011年9月1日から第2期末における世界C B市場（UBS Global Vanilla Convertible Bond Index）は、値動きの大きい展開となりましたが、期を通しては3.2%のプラス（米ドルベース）となりました。

2011年9月1日から12月にかけては、欧州債務懸念などを背景に一進一退の展開となりました。2012年1月から2月には、米国などの景気回復期待やギリシャ向け第2次支援の合意、欧州中央銀行（ECB）による3年物資金供給などによって投資家のリスク許容度が改善し、世界C B市場は堅調に推移しました。その後は、スペインの財政不安などを背景に下落する局面があったものの、米国の追加緩和期待やドラギECB総裁のユーロ維持に必要なあらゆる対策を講じる旨の発言などが好感されて世界C B市場は反転して上昇しました。

##### 投資先ファンドの運用状況

投資先ファンドでは徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しています。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のC B固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面等あらゆる観点から分析・評価を行っています。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行っています。第2期末現在での転換社債組入比率は97.1%、組入銘柄数は114銘柄となりました。

### ■第3期（2012年9月1日から2013年8月31日まで）

#### 世界CB市場の動向

2012年9月1日から第3期末における世界CB市場（UBS Global Vanilla Convertible Bond Index）は、堅調な値動きが続き、期を通しては13.5%のプラス（米ドルベース）となりました。

2012年9月1日から年末にかけては、主要各国の金融緩和を強化する動きが相次いだことから相場を下支えしたものの、米国において減税失効と歳出の強制削減が重なる「財政の崖」問題が懸念されたことを背景に、上値の重い展開となりました。2013年に入ると、「財政の崖」問題が回避されたなどから、市場の懸念が和らぎ、世界CB市場は上昇に転じました。その後は、イタリア政権の混乱やキプロス危機などを背景に欧州債務懸念が再燃したものの、欧米経済指標が改善したことなどにより、先進国の株式市場が堅調に推移し、世界CB市場も上昇しました。2013年5月下旬に、バーナンキ米連邦準備理事会（FRB）議長が量的緩和の縮小の可能性に言及したことが嫌気され一時下落に転じたものの、期末に向けて上昇傾向となりました。

#### 投資先ファンドの運用状況

投資先ファンドでは徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しています。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のCB固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面などあらゆる観点から分析・評価を行っています。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行っています。第3期末現在での転換社債組入比率は99.7%、組入銘柄数は115銘柄となりました。

### ■第4期（2013年9月1日から2014年8月31日まで）

#### 世界CB市場の動向

2013年9月1日から第4期末における世界CB市場（Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index）は、堅調な値動きが続き、期を通しては15.7%のプラス（米ドルベース）となりました。

2013年9月1日から年末にかけては、好調な企業業績などから先進国の株式市場が堅調となったことなどを背景に、世界CB市場も上昇しました。2014年1月には、中国の「シャドーバンキング」の危険性に対する懸念や、ウクライナやトルコ、タイなどでの政情不安の強まりなどを受けて一時下落する局面があったものの、その後は好調な企業業績や先進国の金融緩和などを背景に上昇しました。3月に入ると、ウクライナ情勢の緊迫化や中国経済に対する懸念などを受けて、上値の重い展開となりました。4月以降は米連邦公開市場委員会（FOMC）の議事録を受けて早期利上げ懸念が後退したことや、欧州中央銀行（ECB）による追加の金融緩和観測が高まったことなどから堅調となりました。7月は、米連邦準備理事会（FRB）による早期利上げ観測や地政学リスクの高まりなどから株式市場は世界的に下落し、社債のクレジット・スプレッド（国債との利回り差）も拡大したことから世界CB市場も下落する展開となったものの、8月には反発しました。

#### 投資先ファンドの運用状況

投資先ファンドでは徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しています。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のCB固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面などあらゆる観点から分析・評価を行っています。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行っています。第4期末現在での転換社債組入比率は93.8%、組入銘柄数は118銘柄となりました。

## ■第5期（2014年9月1日から2015年8月31日まで）

### 1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・投資先ファンドの受益証券を通じて実質的に投資している外貨建の転換社債（CB）等（日本国内のものを除きます。）のインカムゲイン（利息収入）や、米ドルの対円および対豪ドルでの上昇などが、1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・投資先ファンドの受益証券を通じて実質的に投資している世界の転換社債等のキャピタルロス（値下がり損）が発生したことなどが、1口当たり純資産価格の下落要因となりました。

### 投資環境について

2014年9月1日から第5期末における世界CB市場（Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index）は、軟調な値動きが続き、期を通しては4.5%のマイナス（米ドルベース）となりました。

2014年9月1日から年末にかけては、米連邦準備理事会（FRB）による今後の利上げ見通しやギリシャのユーロ離脱の懸念、地政学リスクの高まりなどから、先進国と新興国の株式市場が下落し、CB市場も下落する局面がありました。またこの間、社債のクレジット・スプレッド（国債との利回り差）が投資適格債、ハイイールド債ともに拡大したこともマイナスに作用しました。

その後、2015年1月から5月にかけては、欧州中央銀行（ECB）による量的緩和の開始やFRBのイエレン議長の議会証言を受けて早期の利上げ観測が後退したことなどから上昇しました。

しかし5月以降は、FRBによる利上げ見通しや中国経済に対する不透明感、中国株式市場の大幅下落、原油などの商品価格の下落、ギリシャの財政問題などから、先進国と新興国の株式市場も大きく下落し、世界CB市場も下落しました。

### ポートフォリオについて

投資先ファンドでは、徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しました。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のCB固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面などあらゆる観点から分析・評価を行いました。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行いました。第5期末現在での転換社債組入比率は96.3%、組入銘柄数は117銘柄となりました。

## ■第6期（2015年9月1日から2016年8月31日まで）

### 1口当たり純資産価格の主な変動要因

- ・投資先ファンドの受益証券を通じて実質的に投資している外貨建の転換社債（CB）等（日本国内のものを除きます。）のキャピタルゲイン（値上がり益）やインカムゲイン（利息収入）が発生したことなどが1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。
- ・豪ドルクラスでは、米ドルの対豪ドルでの下落などが、1口当たり純資産価格の下落要因となりました。円クラス（ヘッジなし）では、米ドルの対円での下落などが、1口当たり純資産価格の下落要因となりました。

### 投資環境について

2015年9月1日から第6期末における世界CB市況（Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index）は、概ね堅調に推移し、期を通しては4.4%のプラス（米ドルベース）となりました。

2015年9月1日から2016年2月中旬頃にかけては、国際商品市況や株式市況の下落などを背景に、投資家のリスク回避的な姿勢が強まったことを受けて世界CB市況は下落しました。

その後、2016年2月下旬から第6期末にかけては、国際商品市況や株式市況が反発したこと、BOE（英中央銀行）が金融緩和策を発表したことなどを受けて世界CB市況は上昇しました。

## ポートフォリオについて

投資先ファンドでは、徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しました。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のCB固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面などあらゆる観点から分析・評価を行いました。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行いました。第6期末現在での転換社債組入比率は96.9%、組入銘柄数は120銘柄となりました。

## ■第7期（2016年9月1日から2017年8月31日まで）

### 1口当たり純資産価格の主な変動要因

投資先ファンドの受益証券を通じて実質的に投資している外貨建の転換社債（CB）等（日本国内のものを除きます。）のキャピタルゲイン（値上がり益）やインカムゲイン（利息収入）が発生したこと、円クラス（ヘッジなし）では、ユーロが対円で上昇したことなどが、1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。

### 投資環境について

2016年9月1日から第7期末における世界CB市況（Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index）は、概ね堅調に推移し、期を通しては9.9%のプラス（米ドルベース）となりました。

2016年9月1日から2016年12月頃にかけては、米国の追加利上げ観測などから米国やドイツの長期金利が上昇する中、世界CB市況は下落しました。

その後、2017年1月から第7期末にかけては、北朝鮮問題の地政学的リスクの高まりなどを受けて米国等の金利に下押し圧力がかかったことや、米国経済の改善観測から世界的に株式市況が上昇したことなどを受けて、世界CB市況は上昇しました。

## ポートフォリオについて

投資先ファンドでは、徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しました。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のCB固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面などあらゆる観点から分析・評価を行いました。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行いました。第7期末現在での転換社債組入比率は93.7%、組入銘柄数は110銘柄となりました。

## (2) 当期の運用の経過

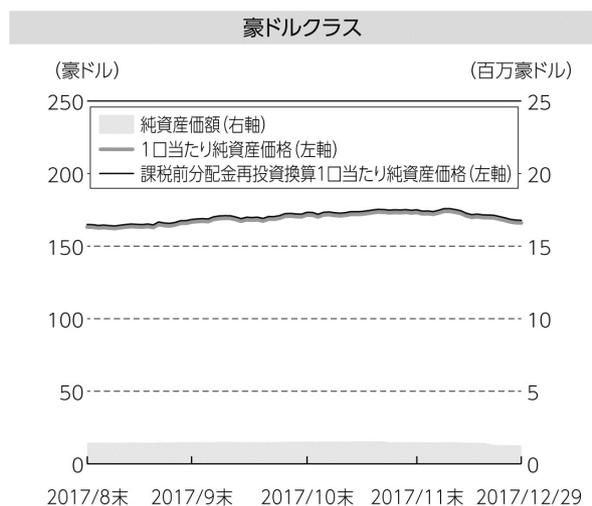
### ■ 1口当たり純資産価格等の推移について



<米ドルクラス>

第7期末の1口当たり純資産価格	130.47米ドル
第8期末の1口当たり純資産価格	130.25米ドル
第8期中の1口当たり分配金合計額	該当事項なし
騰落率	-0.17%

- (注1) 1口当たり純資産価格および純資産価額は、評価日付で公表された1口当たり純資産価格および純資産価額を記載しており、サブ・ファンドの財務書類における数値と一致しない場合があります。以下同じです。
- (注2) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したもので、サブ・ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注3) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、運用開始日（2011年1月12日）の受益証券1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。
- (注4) 騰落率は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出した評価日付の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格に基づき計算しています。以下同じです。
- (注5) 1口当たり分配金の金額は、税引前の金額を記載しています。以下同じです。
- (注6) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。以下同じです。
- (注7) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。



<豪ドルクラス>

第7期末の1口当たり純資産価格	163.20豪ドル
第8期末の1口当たり純資産価格	166.01豪ドル
第8期中の1口当たり分配金合計額	該当事項なし
騰落率	1.72%



<円クラス (ヘッジあり) >

第7期末の1口当たり純資産価格	12,984円
第8期末の1口当たり純資産価格	13,027円
第8期中の1口当たり分配金合計額	該当事項なし
騰落率	0.33%



<円クラス (ヘッジなし) >

第7期末の1口当たり純資産価格	17,257円
第8期末の1口当たり純資産価格	17,661円
第8期中の1口当たり分配金合計額	該当事項なし
騰落率	2.34%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

投資先ファンドの受益証券を通じて実質的に投資している外貨建の転換社債(CB)等(日本国内のものを除きます。)にインカムゲイン(利息収入)が発生したことが1口当たり純資産価格の上昇要因となった一方で、管理報酬等のコスト等が下落要因となりました。なお、円クラス(ヘッジなし)では、米ドルが対円で上昇したことなどが、1口当たり純資産価格の上昇要因となりました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

2017年9月1日から当期末における世界CB市況(Thomson Reuters Global Vanilla Convertible Bond Index)は、概ね堅調に推移し、期を通しては2.5%のプラス(米ドルベース)となりました。

債券市場では、米国の税制改革案実現への期待が高まったことなどを背景に米国の長期金利が上昇しました。このような環境下、米国長期金利が上昇したことなどはマイナスとなったものの、株式市況が上昇したことを受けて世界CB市況は上昇しました。

## ■ポートフォリオについて

投資先ファンドでは、徹底的なボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選択により、ポートフォリオを構築しました。個別銘柄選択にあたっては、個別銘柄のCB固有の特性をはじめ、株式や債券としての側面などあらゆる観点から分析・評価を行いました。市場環境を的確に捉え、トータルリターンを追求する運用を行いました。

なお、2017年11月以降、償還に向けて随時組入銘柄の売却を進めました。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在、有価証券等の組入れはなく、該当事項はありません。

## ■今後の運用方針

該当事項はありません。

### (3) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (副管理報酬を含みます。)	純資産価額の年率0.04%	
投資顧問報酬	純資産価額の年率0.38%	
受託報酬	純資産価額の年率0.01% (最低年間10,000米ドル)	
管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬	純資産価額	対純資産価額の料率
	5億米ドルまでの部分について	年率0.05%
	5億米ドル超10億米ドルまでの部分について	年率0.04%
	10億米ドル超の部分について (最低年間45,000米ドル)	年率0.03%
保管報酬	合意済の取引手数料の支払、適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受けます。	
販売報酬	純資産価額の年率0.50%	
代行協会員報酬	純資産価額の年率0.05%	
その他の費用 (当期)	-	

(注1) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。なお、サブ・ファンドの終了日である当期末における財務書類上の純資産総額は0米ドルであることから、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率は表示していません。

(注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れている投資先ファンドの費用を含みません。

## Ⅱ. 直近10期の運用実績

### (1) 純資産の推移

下記の各会計年度末および第8会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

<米ドルクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	89,243,815.61	10,084,551,164	95.19	10,756
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	28,206,670.80	3,187,353,800	97.09	10,971
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	13,926,188.88	1,573,659,343	108.84	12,299
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	7,886,540.22	891,179,045	123.58	13,965
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	5,329,295.07	602,210,343	115.88	13,094
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	4,069,259.40	459,826,312	118.85	13,430
第7会計年度末 (平成29年8月末日)	3,400,926.90	384,304,740	130.47	14,743
第8会計年度末 (平成29年12月29日)	2,584,323.03	292,028,502	130.25	14,718
平成29年9月末日	3,294,004.03	372,222,455	131.41	14,849
10月末日	3,129,776.26	353,664,717	131.96	14,911
11月末日	3,124,722.82	353,093,679	131.75	14,888
12月29日	2,584,323.03	292,028,502	130.25	14,718

(注1) 上記「純資産価額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下、「(1) 純資産の推移」において同じです。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、平成29年12月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=113.00円および1豪ドル=88.17円）によります。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

<豪ドルクラス>

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	25,151,291.15	2,217,589,341	88.44	7,798
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	8,315,935.95	733,216,073	93.31	8,227
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	3,566,926.14	314,495,878	121.44	10,707
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	1,987,654.24	175,251,474	131.33	11,579
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	2,332,100.37	205,621,290	160.47	14,149
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	1,527,805.05	134,706,571	157.20	13,860
第7会計年度末 (平成29年8月末日)	1,458,073.01	128,558,297	163.20	14,389
第8会計年度末 (平成29年12月29日)	1,263,697.27	111,420,188	166.01	14,637
平成29年9月末日	1,488,322.89	131,225,429	166.59	14,688
10月末日	1,531,814.76	135,060,107	171.46	15,118
11月末日	1,484,719.01	130,907,675	173.21	15,272
12月29日	1,263,697.27	111,420,188	166.01	14,637

<円クラス（ヘッジあり）>

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	9,621,021,202	9,389
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	2,685,029,527	9,851
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	1,420,921,377	10,856
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	866,147,601	12,281
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	636,767,106	11,955
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	533,928,788	12,188
第7会計年度末 (平成29年8月末日)	418,633,591	12,984
第8会計年度末 (平成29年12月29日)	345,730,362	13,027
平成29年9月末日	421,995,004	13,088
10月末日	422,270,902	13,178
11月末日	417,790,877	13,071
12月29日	345,730,362	13,027

<円クラス（ヘッジなし）>

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (平成23年8月末日)	6,042,065,015	8,750
第2会計年度末 (平成24年8月末日)	1,900,508,585	9,120
第3会計年度末 (平成25年8月末日)	996,918,122	12,820
第4会計年度末 (平成26年8月末日)	617,643,253	15,431
第5会計年度末 (平成27年8月末日)	1,102,839,215	16,901
第6会計年度末 (平成28年8月末日)	798,037,521	14,781
第7会計年度末 (平成29年8月末日)	349,436,704	17,257
第8会計年度末 (平成29年12月29日)	295,187,922	17,661
平成29年9月末日	357,578,914	17,791
10月末日	353,819,118	18,053
11月末日	346,073,716	17,840
12月29日	295,187,922	17,661

## (2) 分配の推移

下記の各会計年度および第8会計年度中における分配の推移は、以下のとおりです。

<米ドルクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	0.10	11
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	0.20	23
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	0.20	23
第4会計年度 (平成25年9月1日～平成26年8月末日)	0.20	23
第5会計年度 (平成26年9月1日～平成27年8月末日)	0.20	23
第6会計年度 (平成27年9月1日～平成28年8月末日)	0.20	23
第7会計年度 (平成28年9月1日～平成29年8月末日)	0.20	23
第8会計年度 (平成29年9月1日～平成29年12月29日)	0.00	0

<豪ドルクラス>

	豪ドル	円
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	0.10	9
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	0.20	18
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	0.20	18
第4会計年度 (平成25年9月1日～平成26年8月末日)	0.20	18
第5会計年度 (平成26年9月1日～平成27年8月末日)	0.20	18
第6会計年度 (平成27年9月1日～平成28年8月末日)	0.20	18
第7会計年度 (平成28年9月1日～平成29年8月末日)	0.20	18
第8会計年度 (平成29年9月1日～平成29年12月29日)	0.00	0

<円クラス（ヘッジあり）>

	円
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	10
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	20
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	20
第4会計年度 (平成25年9月1日～平成26年8月末日)	20
第5会計年度 (平成26年9月1日～平成27年8月末日)	20
第6会計年度 (平成27年9月1日～平成28年8月末日)	20
第7会計年度 (平成28年9月1日～平成29年8月末日)	0
第8会計年度 (平成29年9月1日～平成29年12月29日)	0

<円クラス（ヘッジなし）>

	円
第1会計年度 (平成23年1月12日～平成23年8月末日)	10
第2会計年度 (平成23年9月1日～平成24年8月末日)	20
第3会計年度 (平成24年9月1日～平成25年8月末日)	20
第4会計年度 (平成25年9月1日～平成26年8月末日)	20
第5会計年度 (平成26年9月1日～平成27年8月末日)	20
第6会計年度 (平成27年9月1日～平成28年8月末日)	20
第7会計年度 (平成28年9月1日～平成29年8月末日)	20
第8会計年度 (平成29年9月1日～平成29年12月29日)	0

### (3) 販売および買戻しの実績

下記の各会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

<米ドルクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	1,595,060 (1,595,060)	657,549 (657,549)	937,511 (937,511)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	10,635 (10,635)	657,617 (657,617)	290,529 (290,529)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	15,410 (15,410)	177,991 (177,991)	127,948 (127,948)
第4会計年度 (平成25年9月1日～ 平成26年8月末日)	1,650 (1,650)	65,783 (65,783)	63,815 (63,815)
第5会計年度 (平成26年9月1日～ 平成27年8月末日)	7,120 (7,120)	24,944 (24,944)	45,991 (45,991)
第6会計年度 (平成27年9月1日～ 平成28年8月末日)	0 (0)	11,752 (11,752)	34,239 (34,239)
第7会計年度 (平成28年9月1日～ 平成29年8月末日)	0 (0)	8,172 (8,172)	26,067 (26,067)
第8会計年度 (平成29年9月1日～ 平成29年12月29日)	0 (0)	6,226 (6,226)	19,841 (19,841)

(注1) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。以下同じです。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

(注3) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。なお、第8会計年度の買戻口数および第8会計年度末日の発行済口数については、サブ・ファンドの終了日における償還前の受益証券買戻口数および受益証券発行済口数であり、償還後の口数を記載した財務書類の数値とは異なります。以下、「(3) 販売および買戻しの実績」において同じです。

<豪ドルクラス>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	469,185 (469,185)	184,805 (184,805)	284,380 (284,380)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	3,527 (3,527)	198,781 (198,781)	89,126 (89,126)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	2,000 (2,000)	61,755 (61,755)	29,371 (29,371)
第4会計年度 (平成25年9月1日～ 平成26年8月末日)	0 (0)	14,236 (14,236)	15,135 (15,135)
第5会計年度 (平成26年9月1日～ 平成27年8月末日)	1,540 (1,540)	2,142 (2,142)	14,533 (14,533)
第6会計年度 (平成27年9月1日～ 平成28年8月末日)	138 (138)	4,952 (4,952)	9,719 (9,719)
第7会計年度 (平成28年9月1日～ 平成29年8月末日)	0 (0)	785 (785)	8,934 (8,934)
第8会計年度 (平成29年9月1日～ 平成29年12月29日)	0 (0)	1,322 (1,322)	7,612 (7,612)

<円クラス (ヘッジあり) >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	2,084,245 (2,084,245)	1,059,535 (1,059,535)	1,024,710 (1,024,710)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	360 (360)	752,505 (752,505)	272,565 (272,565)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	0 (0)	141,674 (141,674)	130,891 (130,891)
第4会計年度 (平成25年9月1日～ 平成26年8月末日)	480 (480)	60,843 (60,843)	70,528 (70,528)
第5会計年度 (平成26年9月1日～ 平成27年8月末日)	0 (0)	17,265 (17,265)	53,263 (53,263)
第6会計年度 (平成27年9月1日～ 平成28年8月末日)	0 (0)	9,457 (9,457)	43,806 (43,806)
第7会計年度 (平成28年9月1日～ 平成29年8月末日)	0 (0)	11,563 (11,563)	32,243 (32,243)
第8会計年度 (平成29年9月1日～ 平成29年12月29日)	0 (0)	5,704 (5,704)	26,539 (26,539)

<円クラス（ヘッジなし）>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (平成23年1月12日～ 平成23年8月末日)	1,212,139 (1,212,139)	521,619 (521,619)	690,520 (690,520)
第2会計年度 (平成23年9月1日～ 平成24年8月末日)	700 (700)	482,820 (482,820)	208,400 (208,400)
第3会計年度 (平成24年9月1日～ 平成25年8月末日)	0 (0)	130,636 (130,636)	77,764 (77,764)
第4会計年度 (平成25年9月1日～ 平成26年8月末日)	0 (0)	37,738 (37,738)	40,026 (40,026)
第5会計年度 (平成26年9月1日～ 平成27年8月末日)	34,880 (34,880)	9,654 (9,654)	65,252 (65,252)
第6会計年度 (平成27年9月1日～ 平成28年8月末日)	0 (0)	11,261 (11,261)	53,991 (53,991)
第7会計年度 (平成28年9月1日～ 平成29年8月末日)	0 (0)	33,742 (33,742)	20,249 (20,249)
第8会計年度 (平成29年9月1日～ 平成29年12月29日)	0 (0)	3,535 (3,535)	16,714 (16,714)

### Ⅲ. 純資産額計算書

(平成29年12月29日現在)

Ⅰ 資産総額		9,403,722米ドル	1,062,621千円
Ⅱ 負債総額		145,196米ドル	16,407千円
Ⅲ 純資産総額 (Ⅰ－Ⅱ)		9,258,526米ドル	1,046,213千円
Ⅳ 発行済口数	米ドルクラス	19,841口	
	豪ドルクラス	7,612口	
	円クラス (ヘッジあり)	26,539口	
	円クラス (ヘッジなし)	16,714口	
Ⅴ 1口当たり 純資産価格	米ドルクラス	130.25米ドル	14,718円
	豪ドルクラス	166.01豪ドル	14,637円
	円クラス (ヘッジあり)	13,027円	
	円クラス (ヘッジなし)	17,661円	

(注) 上記の表における各数値は、サブ・ファンドの終了日における償還前の数値であり、償還後の数値を記載した財務書類の数値とは異なります。

#### IV. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの最近会計年度の日本文の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成29年12月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=113.00円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## 独立監査人の報告書

グローバルCBエマージングPLUSの受託会社としての地位のみにおけるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、グローバルCBエマージングPLUS（以下「サブ・ファンド」という。）の2017年12月29日現在の資産負債計算書（清算ベース会計基準により作成）、2017年11月22日から2017年12月29日までの期間の純資産変動計算書（清算ベース会計基準により作成）ならびに2017年9月1日から2017年11月21日までの期間の損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトについて監査を実施した。以下、これらの財務書類および財務ハイライトを総称して「財務書類」という。

### 財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の立案、実施および維持することが含まれる。

### 監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む我々の判断によって選定される。我々は当該リスク評価を行うにあたって、サブ・ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、我々がかかる意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

### 意見

我々は、グローバルCBエマージングPLUSの2017年12月29日現在の清算中の財務状況、2017年11月22日から2017年12月29日までの期間の清算中の純資産変動ならびに2017年9月1日から2017年11月21日までの期間の運用成績、純資産変動および財務ハイライトは、注記2に記載の根拠に基づき適用されたアメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

### 会計基準

財務書類の注記1および2において述べたとおり、受託会社は2017年11月22日に清算計画を承認し、サブ・ファンドは清算が間近である旨を決定した。その結果、サブ・ファンドは2017年11月22日にその会計基準を継続企業基準から清算ベース会計基準に変更した。我々の意見はこの事項によって修正されるものではない。

プライスウォーターハウスクーパース

2018年6月22日



## Report of Independent Auditors

To Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global CB Emerging PLUS

We have audited the accompanying financial statements of Global CB Emerging PLUS (the "Sub-Trust"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities (prepared on the liquidation basis of accounting) as of December 29, 2017, the related statement of changes in net assets (prepared on the liquidation basis of accounting) for the period from November 22, 2017 through December 29, 2017, and the statements of operations, of changes in net assets and the financial highlights for the period from September 1, 2017 through November 21, 2017. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

### *Management's Responsibility for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

### *Auditors' Responsibility*

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

### *Opinion*

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position in liquidation of Global CB Emerging PLUS as of December 29, 2017, the changes in its net assets in liquidation for the period from November 22, 2017 through December 29, 2017, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the period from September 1, 2017 through November 21, 2017, in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America applied on the bases described in Note 2.

### *Basis of Accounting*

As discussed in Notes 1 and 2 to the financial statements, the Trustee approved a plan of liquidation on November 22, 2017, and the Sub-Trust determined liquidation is imminent. As a result, the Sub-Trust changed its basis of accounting on November 22, 2017 from the going concern basis to the liquidation basis of accounting. Our opinion is not modified with respect to this matter.

June 22, 2018

---

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1- 1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

## (1) 貸借対照表

コクサイ・ケイマン・トラスト  
グローバルCBエマージングPLUS  
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)  
資産負債計算書 (清算ベース会計基準により作成)  
2017年12月29日現在

	米ドル	千円
<b>資産</b>		
現金	9,422,744	1,064,770
外国通貨 (原価: 633米ドル)	637	72
資産合計	9,423,381	1,064,842
<b>負債</b>		
未払金:		
サブ・ファンド受益証券買戻し	9,284,825	1,049,185
専門家報酬	58,390	6,598
決済済外国為替予約取引	26,811	3,030
投資顧問報酬	21,067	2,381
販売報酬	13,217	1,494
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	8,242	931
保管報酬	3,947	446
受託報酬	1,667	188
代行協会員報酬	1,322	149
管理報酬	1,057	119
その他の負債	2,836	320
負債合計	9,423,381	1,064,842
<b>純資産</b>	—	—

注記は、財務書類と不可分のものである。

## (2) 損益計算書

コクサイ・ケイマン・トラスト  
グローバルCBエマージングPLUS  
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)  
損益計算書

2017年9月1日から2017年11月21日までの期間

	米ドル	千円
<b>費用</b>		
販売報酬	12,740	1,440
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	10,364	1,171
投資顧問報酬	9,682	1,094
専門家報酬	7,727	873
保管報酬	3,546	401
受託報酬	2,246	254
代行協会員報酬	1,274	144
管理報酬	1,019	115
その他の費用	10,020	1,132
<b>費用合計</b>	<b>58,618</b>	<b>6,624</b>
<b>投資純損失</b>	<b>(58,618)</b>	<b>(6,624)</b>
<b>実現および未実現利益（損失）：</b>		
<b>実現純利益（損失）：</b>		
投資先ファンドへの投資の売却	(127,960)	(14,459)
投資先ファンドからの実現利益分配	132,569	14,980
外国通貨取引および外国為替予約取引	(150,906)	(17,052)
<b>実現純損失</b>	<b>(146,297)</b>	<b>(16,532)</b>
<b>未実現評価益（評価損）の純変動：</b>		
投資先ファンドへの投資	149,743	16,921
外国通貨換算および外国為替予約取引	67,366	7,612
<b>未実現評価益の純変動</b>	<b>217,109</b>	<b>24,533</b>
<b>実現および未実現純利益</b>	<b>70,812</b>	<b>8,002</b>
<b>運用による純資産の増加</b>	<b>12,194</b>	<b>1,378</b>

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー  
 グローバルCBエマージングPLUS  
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)  
 純資産変動計算書

2017年9月1日から2017年11月21日までの期間

	米ドル	千円
<b>運用による純資産の純増加(減少)</b>		
投資純損失	(58,618)	(6,624)
実現純損失	(146,297)	(16,532)
未実現評価益の純変動	217,109	24,533
<b>運用による純資産の増加</b>	12,194	1,378
受益者への分配	—	—
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(459,721)	(51,948)
純資産の純減少	(447,527)	(50,571)
<b>純資産</b>		
期首	11,538,782	1,303,882
期間末	11,091,255	1,253,312

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト  
 グローバルCBエマージングPLUS  
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)  
 純資産変動計算書 (続き)  
 2017年9月1日から2017年11月21日までの期間

	円クラス (ヘッジあり)		円クラス (ヘッジなし)	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
買戻し	(200) 口		(800) 口	
受益証券口数の純変動	(200) 口		(800) 口	
金額				
買戻し	(23,200) 米ドル	(2,622) 千円	(127,011) 米ドル	(14,352) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(23,200) 米ドル	(2,622) 千円	(127,011) 米ドル	(14,352) 千円
	米ドルクラス			
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
買戻し	(2,350) 口			
受益証券口数の純変動	(2,350) 口			
金額				
買戻し	(309,510) 米ドル	(34,975) 千円		
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(309,510) 米ドル	(34,975) 千円		

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストー  
 グローバルCBエマージングPLUS  
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)  
 純資産変動計算書 (清算ベース会計基準により作成)  
 2017年11月22日から2017年12月29日までの期間

	米ドル	千円
<b>運用による純資産の純増加(減少)</b>		
投資純収益	205,247	23,193
実現純損失	(471,224)	(53,248)
未実現評価益の純変動	177,362	20,042
<b>運用による純資産の減少</b>	<b>(88,615)</b>	<b>(10,013)</b>
受益者への分配	—	—
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(11,002,640)	(1,243,298)
純資産の純減少	(11,091,255)	(1,253,312)
<b>純資産</b>		
期間開始時	11,091,255	1,253,312
期末	—	—

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト  
 グローバルCBエマーGINGPLUS  
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)  
 純資産変動計算書 (清算ベース会計基準により作成) (続き)  
 2017年11月22日から2017年12月29日までの期間

	豪ドルクラス		円クラス (ヘッジあり)	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
買戻し	(8,934) 口		(32,043) 口	
受益証券口数の純変動	(8,934) 口		(32,043) 口	
金額				
買戻し	(1,160,745) 米ドル	(131,164) 千円	(3,704,955) 米ドル	(418,660) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(1,160,745) 米ドル	(131,164) 千円	(3,704,955) 米ドル	(418,660) 千円
	円クラス (ヘッジなし)		米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
買戻し	(19,399) 口		(23,717) 口	
受益証券口数の純変動	(19,399) 口		(23,717) 口	
金額				
買戻し	(3,043,650) 米ドル	(343,932) 千円	(3,093,290) 米ドル	(349,542) 千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純減少	(3,043,650) 米ドル	(343,932) 千円	(3,093,290) 米ドル	(349,542) 千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト  
 グローバルCBエマーシングPLUS  
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)  
 財務ハイライト

2017年9月1日から2017年11月21日までの期間

受益証券1口当たりデータ (選択的)

	豪ドルクラス		円クラス (ヘッジあり)	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	129.74	14,661	118.10	13,345
投資純収益 (損失) <sup>±</sup>	(0.68)	(77)	(0.60)	(68)
投資による実現および未実現純利益 (損失)	1.74	197	(1.00)	(113)
投資運用による利益 (損失) 合計	1.06	120	(1.60)	(181)
期間末1口当たり純資産価格	130.80	14,780	116.50	13,165
トータル・リターン*	0.82 %		(1.35) %	
期間末純資産価額	1,168,587	132,050,331	3,732,997	421,828,661
平均純資産に対する費用の比率 <sup>1</sup>	0.52 %		0.52 %	
平均純資産に対する投資損失の比率 <sup>1</sup>	(0.52) %		(0.52) %	

	円クラス (ヘッジなし)		米ドルクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	156.98	17,739	130.47	14,743
投資純収益 (損失) <sup>±</sup>	(0.82)	(93)	(0.68)	(77)
投資による実現および未実現純利益 (損失)	2.10	237	2.75	311
投資運用による利益 (損失) 合計	1.28	145	2.07	234
期間末1口当たり純資産価格	158.26	17,883	132.54	14,977
トータル・リターン*	0.82 %		1.59 %	
期間末純資産価額	3,070,005	346,910,565	3,119,666	352,522,258
平均純資産に対する費用の比率 <sup>1</sup>	0.52 %		0.52 %	
平均純資産に対する投資損失の比率 <sup>1</sup>	(0.52) %		(0.52) %	

<sup>±</sup> 当期間中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

\* トータル・リターンは、分配金の再投資による効果 (もしあれば) を仮定している。

<sup>1</sup> 1年未満の期間につき年率換算した。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラストグローバルCBエマージングPLUS  
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2017年12月29日

1. 組織

グローバルCBエマージングPLUS（以下「サブ・ファンド」という。）は、コクサイ・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島（以下「ケイマン諸島」という。）のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（旧称ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ）（以下「管理会社」という。）の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。清算が間近となったことから、2017年11月22日より、サブ・ファンドの財務書類はU.S.GAAPに従い清算ベース会計基準により作成された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドの受益証券クラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、豪ドルクラス、円クラス（ヘッジあり）、円クラス（ヘッジなし）および米ドルクラスの4クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである（以下「機能通貨」または「米ドル」という。）。受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該運用通貨で計算および値付けされる。豪ドルクラスの運用通貨は豪ドルであり、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）については日本円であり、米ドルクラスについては米ドルである。豪ドルクラス、円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）についての運用通貨建の受益証券1口当たり純資産価格は、2017年11月21日現在、それぞれ173.35豪ドル、13,158円および17,875円、また2017年12月29日現在、それぞれ166.01豪ドル、13,027円および17,661円であった。

サブ・ファンドの投資目的は、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の転換社債に主として投資を行うコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドであるグローバルCBエマージング・プラス・ファンドのGCBEFノン・ヘッジクラス（以下「投資先ファンド」という。）へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。サブ・ファンドおよびそのクラスの投資目的および投資戦略は、世界の転換社債に主として投資を行うことによりトータル・リターンを目指す、投資先ファンドの投資目的および投資戦略を含む。

サブ・ファンドは、ASC946の指針で解釈される投資会社の定義に該当している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社（以下「投資顧問会社」という。）である。

受託会社は2017年11月22日に清算計画を承認し、サブ・ファンドは清算が間近である旨を決定した。その結果、サブ・ファンドは2017年11月22日にその会計基準を継続企業基準から清算ベース会計基準に変更した。償還金は2018年1月9日に支払われた。サブ・ファンドの残余の債務は、順次支払により精算される。

## 2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2017年9月1日から2017年11月21日までの期間および2017年11月22日から2017年12月29日までの期間に関するものである。

以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「U. S. GAAP」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U. S. GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

2017年11月22日より、サブ・ファンドの財務書類はU. S. GAAPに従い清算ベース会計基準により作成された。したがって、資産は見積正味実現可能価額で計上され、負債は未払金額の現在価値で計上されており、清算に係るその他の費用および清算期間終了までに稼得が見込まれる収益についてはすべて発生済みとされている。資産および負債はこれまで公正価値に近似する価額で計上されていた。以下に記載する「公正価値」の語は、「正味実現可能価額」と同義である。

### (A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日（(1) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

受益者の投資活動に用いられる円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）の純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）により、各営業日の営業終了時点において小数点以下を四捨五入して計算される。円クラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第3位以下を四捨五入して計算される。

### (B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U. S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調

整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1－公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2－公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2017年12月29日現在、サブ・ファンドは、一切の投資を行っていない。

2017年11月21日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って1口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにU. S. G A A Pの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の1口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない1口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の1口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

#### デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「OTC」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

OTCデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのOTCデリバティブの評価に、レベル1および／またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映されている。

2017年9月1日から2017年11月21日までの期間および2017年11月22日から2017年12月29日までの期間において、各レベル間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期間末に会計処理を行う。

#### (C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、分配落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。収益は、分配日における比率に基づいて、クラス間で配分される。

#### (D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

#### (E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、1月15日および7月15日に、クラスについて、投資純収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2017年9月1日から2017年11月21日までの期間および2017年11月22日から2017年12月29日までの期間において宣言され支払われた分配はなかった。

#### (F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券

およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

#### (G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円による投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国予約為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ評価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

#### (H) デリバティブ商品

A S C 815-10-50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドが、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、開示することを要求するものである。サブ・ファンドは、デリバティブ商品について、A S C 815の会計処理要件に基づくヘッジ商品としての指定を行わなかった。

公正価値の変動は、2017年9月1日から2017年11月21日までの期間については損益計算書に、2017年11月22日から2017年12月29日までの期間については純資産変動計算書に、実現利益（損失）または未実現評価益（評価損）の純変動として反映される。当期において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2017年9月1日から2017年11月21日までの期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響  
ASC 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
<b>運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益／（損失）</b>	
外国為替予約取引に係る純実現損失	\$ (151, 300)
<b>運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益／（評価損）の変動</b>	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$ 29, 775

2017年11月21日に終了した期間における未決済の外国為替予約取引の平均月次想定元本は、以下の通りであった。

円クラス（ヘッジあり）	\$ 3, 713, 265
-------------	----------------

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約といったマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、サブ・ファンドのポートフォリオにおいて識別されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において識別することができる。2017年11月21日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースも、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの取引相手方による一または複数の決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

### 3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2017年12月22日の監査済財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2017年11月21日現在の情報と一致している。

#### 3.1. 投資先ファンドの組織

グローバルCBエマージング・プラス・ファンド（以下「グローバルCBエマージング・プラス・ファンド」という。）は、2011年1月7日に設定されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるコクサイ・トラスト2（以下「コクサイ・トラスト2」という。）のサブ・ファンドである。コクサイ・トラスト2は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、2011年1月12日付で運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されており、ケイマン諸島政府による非課税証明書を得ている。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、現在、米ドル建て発行される受益証券一クラスを有している。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの投資目的は、主として世界の転換社債に投資することにより、トータル・リターンを目指すことである。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、ユービーエス・エイ・ジー、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）（以下「投資運用会社」という。）である。

2017年11月15日、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの受益者はすべての発行済受益者資本の償還を要請し、受託会社は2017年12月22日にグローバルCBエマージング・プラス・ファンドの終了を決議した。償還金は2017年12月29日に支払われた。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの残余の債務は、順次支払により精算される。

#### 3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された主要な会計方針は以下の通りである。当該方針は、別段の記載のない限り、表示されているすべての期間に継続して適用されている。本財務書類は国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されている。本財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む。）の再評価によって修正された、取得原価主義に基づいて作成されている。IFRSに従った財務書類の作成には、一定の重要な会計見積りの使用が要求され、また、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの会計方針適用のプロセスにおいて受託会社および投資運用会社の判断が要求される。仮定および見積りが財務書類に重要な領域は、注4に開示されている。

IFRSに従った財務書類の表示は、財務書類日付における資産および負債の報告金額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。見積りおよび仮定は、過去の経験およびかかる状況下で合理的であると考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいている。

財務書類は、2017年12月22日に終了した期間および2017年8月31日に終了した年度について、非継続企業的前提に基づき作成された。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは継続事業体ではなくなったものの、会計上の測定基準については、会計上の非継続企業的前提において適用されるものと継続企業的前提において適用されるものとの間に重大な相違はない。

公表されているが2017年12月22日に終了した会計年度には効力が発生しておらず、早期適用もされなかった新規基準、改訂および解釈方針

2018年1月1日以降に開始する会計年度に効力を発生するIFRS第9号「金融商品」は、事業体が金融資産および負債（一定のハイブリッド契約を含む。）をどのように分類および測定するかについて規定している。当該基準は、IAS第39号の要件と比較して、金融資産の分類および測定の手法を改善し、単純化した。IAS第39号の金融資産の分類および測定に関連する要件の大半は変更されずに持ち越された。当該基準は、IAS第39号で定められている、それぞれが独自の分類基準を持つ膨大な金融資産の区分に替わり、金融資産の分類について一貫性のある手法を適用するものである。当該基準は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの財政状態または財務成績に著しい影響を及ぼすとは考えられていない。なぜなら、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、金融資産および金融負債（ロングおよびショートの両方）を損益を通じて公正価値で測定されるものに引き続き分類することを予定しているからである。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドに重要な影響を及ぼすと考えられるその他のまだ効力の発生していない基準、解釈指針または既存の基準の改訂はない。

#### (A) 現金および現金等価物

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、当初満期期間が3か月以下のすべての現金、外貨および短期預金を現金および現金等価物とみなす。

2017年12月22日現在、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、以下の現金および現金等価物を残高として保有していた。

	2017年12月22日 (終了日)	
現金	\$	20,659,837
外貨		4,002
	\$	<u>20,663,839</u>

#### (B) 設立費用

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの設立に関する費用（コクサイ・トラスト2に関する設立費用の負担分を含む。）を支払う。

(C) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

・分類

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、保有する債券および関連するデリバティブを、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類する。当該金融資産は、売買目的で保有される金融資産または設定時に損益を通じて公正価値で測定するよう受託会社によって指定されたものに分類される。

売買目的で保有される金融資産または金融負債は、主に短期間で売却または買い戻す目的で、または一括運用されている識別可能な金融商品のポートフォリオの一部として、取得または発生し、直近の実際の行動パターンから短期間の利鞘とりであることが証拠付けられるものである。デリバティブも同様に売買目的で保有される金融資産および負債に分類される。

・認識／認識の中止

通常の投資対象の売買は、取引日（すなわち、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドによる投資対象の売買契約締結日）付で認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した、またはグローバルCBエマージング・プラス・ファンドが所有に伴うリスクおよび便益を実質的にすべて譲渡した時点で認識中止になる。

・測定

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、当初認識され、以後、公正価値で測定される。取引費用は、発生に応じて、包括利益計算書に費用計上される。

当初認識後、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の分類の公正価値の変動から生じた損益は、発生した期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの受取利息は、実効利率法に基づいて、包括利益計算書の受取利息において認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当収益は、かかる配当を受領するグローバルCBエマージング・プラス・ファンドの権利が確定した時点で、包括損益計算書に配当収益として認識される。

・公正価値の見積り

活発な市場における金融商品（例えば、上場されたデリバティブおよび売買目的有価証券等）の公正価値は、報告日の取引終了時点の市場価格に基づいている。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが保有する金融商品に使用される市場価格は、直近の売呼値である。取引終了後に公正価値が著しく変動した場合、市場相場が容易に入手できない投資対象またはその他の資産は、投資運用会社からの助言とともに、受託会社によって採用された手続に従って誠実に決定された公正価値で評価される。結果として発生する未実現損益は、包括損益計算書の収益の部に反映される。

(D) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺することについて法的に強制可能な権利があり、かつ相殺決済を行うまたは資産の売却と負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、相殺され、正味金額で財政状態計算書に計上される。

2017年12月22日現在、財政状態計算書において相殺された金融資産および金融負債は存しない。

(E) 有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金

有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金は、それぞれ、財政状態計算書日現在、契約済みであるが未決済または受渡しが完了していない売買取引を表象している。これらの金額は、当初認識され、以後、公正価値から有価証券の売却に係る未収金の減損引当金を控除して測定される。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが、有価証券の売却に係る未収金のすべてを回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合には、減損引当金が設定される。ブローカーの深刻な財政難、ブローカーが破綻するかまたは金融再編成される可能性、および債務不履行は、有価証券の売却に係る未収金が減損していることの指標であると考えられる。

(F) 未払費用

未払費用は、当初公正価値で認識され、その後償却原価で記載される。

(G) 外貨取引

・機能通貨および表示通貨

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドのパフォーマンスは、米ドルで測定され、投資家に報告される。受託会社は、基礎となる受益者による取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表象する通貨を米ドルであると判断する。本財務書類は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されている。

・取引および残高

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。当該取引の決済ならびに外貨建貨幣性資産および負債の期末換算レートによる換算によって生じる為替差損益は、包括利益計算書中の「損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに外国為替取引に係る実現純利益」の項目において認識される。損益を通じて公正価値で測定される確定利付証券等の非貨幣性金融資産および負債に係る為替差額は、包括利益計算書において、公正価値純損益で認識される。

(H) 分配方針

分配は、正味実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正（プラス）の総額に等しい金額について月次ベースで概念上行われる。受益者は、概念上の分配宣言は、物理的に受益者に支払われることはないが、代わりに、分配再投資日に該当する受益証券の追加発行に充当されることに留意しなければならない。

概念上の分配は、当該基準日（以下、それぞれ「分配日」という。）（同日を含む。）から5営業日（「営業日」とは、(1) ニューヨーク、ロンドン、東京およびチューリッヒにおいて国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社（ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（旧称 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ））が随時決定するその他の日をいう。）以内に行われる。

分配金額の計算に関する誤差の処理は、純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の計算における誤差とはみなされず、必要に応じて、次の分配金が計算および処理される際に修正される。

2017年12月22日に終了した期間に配当宣言され、再投資されたものは、以下の通りである。

2017年12月22日

受益者への配当	投資純収益から	実現および 未実現純利益から	合計配当	合計配当率
G C B E F ノン・ ヘッジクラス	\$ -	\$ (662, 408)	\$ (662, 408)	\$ (0.000256778)

(I) 買戻可能受益証券の買戻し

買戻可能参加受益証券は、受益者の選択に応じて買戻すことができ、I A S 第32号（改訂）「金融商品：表示」に基づいて、資本に分類される。改訂は、金融負債の定義を満たすプット可能な金融商品が、一定の厳格な基準に合致した場合には、資本に分類することを要求している。これらの基準には、以下が含まれる。

- ・プット可能な金融商品は、その保有者に、純資産の持分割合にあたる権利を与えなければならない。
- ・プット可能な金融商品は、もっとも劣後するクラスでなければならない。クラスの特性は同一でなければならない。
- ・現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務が存在してはならない。ただし、発行体による買戻義務を除く。
- ・プット可能な金融商品から、その全期間にわたって予測されるキャッシュ・フロー総額は、実質的に、発行体の損益に基づいていなければならない。

グローバルC B エマージング・プラス・ファンドの買戻可能受益証券は、これらの条件に合致していたため、資本に分類されている。

受益証券は、グローバルC B エマージング・プラス・ファンドの純資産価額に対する持分の比例割合に等しい現金でグローバルC B エマージング・プラス・ファンドに対していつでも買戻すことができる。

買戻可能受益証券は、受益者の選択に応じて発行および買戻され、その価格は、発行および買戻しを行う時点におけるグローバルC B エマージング・プラス・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に基づいている。グローバルC B エマージング・プラス・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産を発行済買戻可能受益証券の総口数で除して算出される。

(J) 補償

受託会社および投資運用会社は、グローバルC B エマージング・プラス・ファンドのために、様々な補償を含む契約を締結する。これらの取り決めに基づくグローバルC B エマージング・プラス・ファンドの最大エクスポージャーは定められていない。しかしながら、グローバルC B エマージング・プラス・ファンドは、これらの契約に基づく損害賠償請求をこれまでに受けたことがなく、損失のリスクはほとんどないであろうと予想している。

(K) 受取利息および関連する未収金

受取利息は、実効利率法を用いて時間に比例して認識され、現金および現金等価物ならびに損益を通じて公正価値で測定される債務証券に係る受取利息が含まれる。関連する未収金は、公正価値で報告され、以後簿価で測定される。

(L) 配当収入および関連する未収金

配当収益は、支払を受ける権利が確定した時点で認識される。関連する未収金は、当初は公正価値で報告され、以後簿価で測定される。

(M) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債を取得するために発生した費用である。当該費用には、代理店、顧問会社、ブローカーおよびディーラーに支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用が発生した場合には、直ちに、費用として損益に認識される。2017年12月22日に終了した期間において、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドには、取引費用が発生していない。

(N) 課税

コクサイ・トラスト2は、ケイマン諸島総督から、すべての現地所得、利益およびキャピタル・ゲインに課せられる税金を2051年3月5日まで適用されないものとする旨の誓約書を受領している。現在のところ、当該税金は、ケイマン諸島において課せられていない。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、現在、一定の国により、投資収益およびキャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課せられている。当該収益または利益は、源泉徴収税引前の金額で包括利益計算書に計上されている。当該税金は、包括利益計算書において、個別の勘定科目で表示される。

2017年12月22日に終了した期間における源泉徴収税の内訳は以下の通りであった。

2017年12月22日（終了日） に終了した期間		
利息税	\$	-
利息税（払戻し）		(178)
配当税		3,920
	\$	<u>3,742</u>

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島以外の国籍の有価証券に投資する。これらの諸外国の多くは、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドを含む非居住者に対してキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることについて言及された税法が制定されている。当該キャピタル・ゲイン税は、自己査定により判断することが要求され、従って、当該税金は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドのブローカーによって、「源泉徴収」ベースで控除されないことがある。

IAS第12号「法人所得税」に準拠して、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの外国を発生源とするキャピタル・ゲインに対し、当該国の税法による税務負債が課せられる可能

性が高い場合には、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、税務負債を認識しなければならない。ただし、当該課税当局は、すべての事実および状況について十分理解していることを前提とする。次に、税務負債は、適用されているまたは報告期間末日まで実質的に適用される税法および税率を用いて、当該課税当局に支払が見込まれる金額で測定される。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの海外投資に、制定されている税法を適用する方法については、不確実性が存在することがある。これにより、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドによって最終的に税務負債が支払われるか否かについても不確実となる。

したがって、経営陣は、不確実な税務負債を測定する場合、その時点で入手可能な、かかる支払の可能性に影響を与えるであろう、当該課税当局の公式または非公式の慣習を含む、すべての関連事実および状況を考慮する。

2017年12月22日現在、受託会社は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが財務書類において、未認識の税務ベネフィットとして計上すべき負債を保有していないと判断した。これは受託会社の最善の見積りであるものの、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが得たキャピタル・ゲインに対して、外国課税当局が税金を算定し徴収するリスクは依然として残っている。これは、事前の警告なく実施される可能性があり、恐らく遡及して適用され、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドに著しい損失をもたらす可能性がある。

### 3.3. 投資先ファンドの財務書類

以下は、投資先ファンドの2017年12月22日現在の財政状態計算書\*である。

(米ドル表示)

#### 資産

##### 流動資産

現金および現金同等物	\$ 20,663,839
<b>資産合計</b>	<b>20,663,839</b>

#### 負債

##### 流動負債

未払金：

受益証券買戻し	20,298,464
投資運用報酬	202,174
専門家報酬	104,160
保管報酬	23,274
会計報酬および管理事務代行報酬	11,250
有価証券購入	4,002
名義書換事務代行報酬	3,086
受託報酬	2,500
その他の負債	14,929
<b>負債合計</b>	<b>20,663,839</b>

## 資本

受益者資本	-
繰越利益剰余金	-
<b>資本合計</b>	<b>\$ -</b>

\*2017年12月22日現在の財務書類は、非継続企業の前提に基づき作成されている。

以下は、投資先ファンドの2017年12月22日に終了した期間の包括利益計算書\*である。

(米ドル表示)

## 収益

配当収入	\$ 20,271
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに外国為替取引に係る実現純利益	1,986,142
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債ならびに為替換算に係る未実現評価益／(評価損)の純変動	(1,491,395)
<b>収益合計</b>	<b>515,018</b>

## 費用

投資運用報酬	50,140
専門家報酬	30,000
保管報酬	22,728
支払利息	21,896
会計報酬および管理事務代行報酬	16,654
名義書換事務代行報酬	4,222
設立費用	3,800
受託報酬	3,448
登録費用	3,049
その他の費用	8,796
<b>費用合計</b>	<b>164,733</b>

<b>運用利益</b>	<b>350,285</b>
源泉税	(3,742)
<b>包括利益合計</b>	<b>\$ 346,543</b>

\*2017年12月22日に終了した期間の財務書類は、非継続企業の前提に基づき作成されている。

以下は、投資先ファンドの2017年12月22日に終了した年度の持分変動計算書\*である。  
(米ドル表示)

	受益者資本		累積損失		合計
2017年8月31日*	\$	88,875,516	\$	(62,346,848)	\$ 26,528,668
受益証券の発行		9,724		—	9,724
受益証券の買戻し		(26,884,935)		—	(26,884,935)
分配		—		(662,408)	(662,408)
分配金再投資		662,408		—	662,408
清算調整		(62,662,713)		62,662,713	—
包括利益合計		—		346,543	346,543
2017年12月22日*	\$	—	\$	—	\$ —

\*2017年12月22日に終了した期間の財務書類は、非継続企業の前提に基づき作成されている。

#### 4. 受益証券

2017年11月21日現在、発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有され、サブ・ファンドの純資産の100%の持分を示している。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

2017年12月29日現在、発行済受益証券はなかった。

##### (A) 発行

サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間の午後1時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

1口当たり純資産価格の3.0%（現地消費税その他の税を含まない。）を上限とする申込手数料が課され、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）により留保されることがある。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法（2008年）（随時改正される。）および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

#### (B) 買戻し

受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すよう請求することができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、適用される営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日（同日を含む。）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

### 5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより債務証券への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの網羅的なリストとされるものではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

#### (A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が予測不能かつ急劇に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

## (B) 為替リスク

### 豪ドルクラスおよび米ドルクラス

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、豪ドルまたは米ドルにより行われるため、豪ドルまたは米ドル（場合による。）以外の通貨により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の受取金額が投資額を下回る場合がある。

### 円クラス（ヘッジあり）以外のクラス

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、各クラスは、通貨リスク（エクスポージャー）についてヘッジを行わない。したがって、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は上昇することがあり、また、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して弱くなる場合、受益証券1口当たり純資産価格は下落することがある。

### 円クラス（ヘッジあり）

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、円クラス（ヘッジあり）は、通貨リスク（エクスポージャー）を円貨へヘッジし、同クラスにおいて原則として為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。円金利がヘッジ対象通貨（前資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）の金利より低い場合、円金利とヘッジ対象通貨（前資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）との金利差相当分のヘッジ・コストがかかることに留意されたい。

一部の通貨は、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「NDF」という。）を通じて為替取引が行われることがある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該取引対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

## (C) 金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般的水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

## (D) 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

## (E) 流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となることを流動性リスクという。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却

しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

#### (F) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間でマスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーに対する信用リスクへのエクスポージャーを低減させることを目指している。サブ・ファンドは、マスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用度が特定的水準を超えて悪化した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了させる権利が付与される。マスター契約は、一方の当事者が債務不履行になった場合または契約が終了した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了し、各取引において支払うべき金額の正味金額を一方の当事者が他方の当事者に支払うことによって当該取引を終了させる権利を各当事者に付与する。サブ・ファンドが、店頭デリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクから被る損失リスクの最大値は、概ね、未実現評価益とカウンター・パーティー未払金の累計のうち、カウンター・パーティーからサブ・ファンドに差入れられた担保額を上回る部分である。サブ・ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンター・パーティーの利益のために、特定の最低移転規定に従って、各カウンター・パーティーの未決済デリバティブ契約にかかる未実現評価益を上回る担保の差入れを要求されることがあり、このような担保（もしあれば）が差入れられた場合には、投資有価証券明細表に記載される。

#### (G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

#### (H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとは大幅に異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。

サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

#### (I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、米ドルで表示または値付けがなされなければならない。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

#### (J) デリバティブ商品

デリバティブ外国為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスクーデリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスクー比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスクー一定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含む経済上のヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価格変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

#### (K) 企業債務

サブ・ファンドは、主に企業債務に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、キャッシュ・フローにその他の負担が課せられている企業に投資することがあり、このため、高い金融リスクを伴うことがある。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資家の関心を失った企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、一般的な経済情勢の変化もしくは特定の業界に

影響を与える経済的要因、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

#### (L) 新興市場投資に関わるリスク

サブ・ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができ、また「新興国」の通貨に関する取引を含む外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行うことができる。新興市場への投資は、先進国に比べて一般的に画一的かつ未成熟な経済構造に対するエクスポージャーおよび先進国に比べて不安定と予想される可能性がある政治体制に対するエクスポージャーを含むその他のリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、関連する国家利益に敏感であると思われる発行体または産業への外国人による投資を制限する可能性のある一定の国策、また民間および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。新興市場にある発行体の証券の市場規模が一般的に小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格が変動することもある。

#### (M) 世界の転換社債投資に関わるリスク

転換社債は、保有者に同一または異なる発行体の普通株式またはその他エクイティ証券を取得する権利を与える証券である。転換社債により、通常、保有者は、転換社債の満期または償還、転換もしくは交換までに支払われるかまたは発生する利息を受領する権利を有する。転換前に、転換社債は、転換社債以外の社債と類似する性質を有する。通常、転換社債は、企業の資本構成において普通株式に優先するため、概ね、会社の普通株式よりもリスクは低い。通常、転換社債は、優先債務に劣後するため、発行体の転換社債は、その優先債務よりも高度のリスクを伴う。転換条項により、転換社債の価格は、通常、ある程度原資産の価格変動に応じて変動するため、発行体ならびに／または一般的な市場および経済状況に関連するリスク（株価変動リスク、金利リスク等）を伴う。

### 6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の関係者（受託会社および投資顧問会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する各自の業務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。さらに、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在は発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

### 7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳

入法（改正済）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会—会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットだけ減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2017年12月29日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかる法令に基づき、2011年（運用開始日）から現在の会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2011年（運用開始日）から2017年12月29日までである。

## 8. 報酬および費用

### (A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.04%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.03%、10億米ドル超の部分について年率0.02%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、年間45,000米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、資産の年率0.01%を受領する権利を有する。2017年11月21日に終了した期間中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬は損益計算書に開示されており、2017年12月29日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は資産負債計算書に開示されている。

### (B) 保管報酬

受託会社は、保管会社が純資産の0.01%から0.04%の範囲の保管報酬を受領するという契約を保管会社との間で締結している。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、特定の手続について一取引当たり10米ドルから50米ドルの範囲の取引手数料を受領する。2017年11月21日に終了した期間中に保管会社が稼得した報酬は損益計算書に開示されており、2017年12月29日現在における保管会社への未払報酬残高は資産負債計算書に開示されている。

### (C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2017年11月21日に終了した期間中に受託会社が稼得した報酬は損益計算書に開示されており、2017年12月29日現在における受託会社への未払報酬残高は資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年11月21日に終了した期間中に投資顧問会社が稼得した報酬は損益計算書に開示されており、2017年12月29日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件の遵守を確保し、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年11月21日に終了した期間中に代行協会員が稼得した報酬は損益計算書に開示されており、2017年12月29日現在における代行協会員への未払報酬残高は資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年11月21日に終了した期間中に日本における販売会社が稼得した報酬（印刷費用、販売費用およびその他の正当な立替費用を含むがこれらに限定されない。）は損益計算書に開示されており、2017年12月29日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は資産負債計算書に開示されている。販売会社は、日本の金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業者として登録されており、投資運用業ならびに金融商品の売買、売買の仲介、引受けおよび募集を含む金融商品取引業務に従事する。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年11月21日に終了した期間中に管理会社が稼得した報酬は損益計算書に開示されており、2017年12月29日現在における管理会社への未払報酬残高は資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9. 関連当事者取引

サブ・ファンドは、管理事務代行会社、保管会社および受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2017年12月29日現在、サブ・ファンドとブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間に未決済の外国為替予約取引は存在しなかった。2017年11月21日に終了した期間中に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において15米ドルの実現純利益があり、損益計算書に開示されている。

## 10. 後発事象

経営陣は、2018年6月22日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。

2017年11月22日付の受託会社決議により、サブ・ファンドは2017年12月29日に清算され、その資産はサブ・ファンドの債務を返済後に受益者に分配される。償還金は2018年1月9日に支払われた。

サブ・ファンドに関して報告されるべきその他の後発事象はない。

(3) 投資有価証券明細表等

該当事項はない。

## V. 投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託当初払込日	2011年1月12日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2017年12月29日		資産総額	9,403,722.19米ドル
区分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了日	差引増減	負債総額	145,196.30米ドル
				純資産価額	9,258,525.89米ドル
受益権口数 (注)	1,285,615口	19,841口	△1,265,774口	受益権口数 (注)	19,841口
	403,144口	7,612口	△395,532口		7,612口
	1,789,664口	26,539口	△1,763,125口		26,539口
	1,029,854口	16,714口	△1,013,140口		16,714口
元本額 (純資産価額) (注)	128,561,500.00米ドル	2,584,323.03米ドル	△125,977,176.97米ドル	1口当たり 償還金 (注)	130.25米ドル
	40,314,400.00豪ドル	1,263,697.27豪ドル	△39,050,702.73豪ドル		166.01豪ドル
	17,896,640,000円	345,730,362円	△17,550,909,638円		13,027円
	10,298,540,000円	295,187,922円	△10,003,352,078円		17,661円

(注) 上段：米ドルクラス受益証券、中上段：豪ドルクラス受益証券、中下段：円クラス（ヘッジあり）受益証券  
下段：円クラス（ヘッジなし）受益証券

毎計算期末の状況

<米ドルクラス受益証券>

計算期	元本額 (期初純資産価額) (米ドル)	純資産価額 (米ドル)	1口当たり 純資産価格 (米ドル)	1口当たり分配金	
				金額 (米ドル)	分配率 (%)
第1期	128,561,500.00	89,243,815.61	95.19	0.10	0.11
第2期	89,243,815.61	28,206,670.80	97.09	0.20	0.21
第3期	28,206,670.80	13,926,188.88	108.84	0.20	0.18
第4期	13,926,188.88	7,886,540.22	123.58	0.20	0.16
第5期	7,886,540.22	5,329,295.07	115.88	0.20	0.17
第6期	5,329,295.07	4,069,259.40	118.85	0.20	0.17
第7期	4,069,259.40	3,400,926.90	130.47	0.20	0.15
第8期	3,400,926.90	2,584,323.03	130.25	0.00	0.00
信託期間中1口当たり総収益金及び年平均収益率				31.55米ドル	4.53%

<豪ドルクラス受益証券>

計算期	元本額 (期初純資産価額) (豪ドル)	純資産価額 (豪ドル)	1口当たり 純資産価格 (豪ドル)	1口当たり分配金	
				金額 (豪ドル)	分配率 (%)
第1期	40,314,400.00	25,151,291.15	88.44	0.10	0.11
第2期	25,151,291.15	8,315,935.95	93.31	0.20	0.21
第3期	8,315,935.95	3,566,926.14	121.44	0.20	0.16
第4期	3,566,926.14	1,987,654.24	131.33	0.20	0.15
第5期	1,987,654.24	2,332,100.37	160.47	0.20	0.12
第6期	2,332,100.37	1,527,805.05	157.20	0.20	0.13
第7期	1,527,805.05	1,458,073.01	163.20	0.20	0.12
第8期	1,458,073.01	1,263,697.27	166.01	0.00	0.00
信託期間中1口当たり総収益金及び年平均収益率				67.31豪ドル	9.66%

<円クラス (ヘッジあり) 受益証券>

計算期	元本額 (期初純資産価額) (円)	純資産価額 (円)	1口当たり 純資産価格 (円)	1口当たり分配金	
				金額 (円)	分配率 (%)
第1期	17,896,640,000	9,621,021,202	9,389	10	0.11
第2期	9,621,021,202	2,685,029,527	9,851	20	0.20
第3期	2,685,029,527	1,420,921,377	10,856	20	0.18
第4期	1,420,921,377	866,147,601	12,281	20	0.16
第5期	866,147,601	636,767,106	11,955	20	0.17
第6期	636,767,106	533,928,788	12,188	20	0.16
第7期	533,928,788	418,633,591	12,984	0	0.00
第8期	418,633,591	345,730,362	13,027	0	0.00
信託期間中1口当たり総収益金及び年平均収益率				3,137円	4.50%

<円クラス (ヘッジなし) 受益証券>

計算期	元本額 (期初純資産価額) (円)	純資産価額 (円)	1口当たり 純資産価格 (円)	1口当たり分配金	
				金額 (円)	分配率 (%)
第1期	10,298,540,000	6,042,065,015	8,750	10	0.11
第2期	6,042,065,015	1,900,508,585	9,120	20	0.22
第3期	1,900,508,585	996,918,122	12,820	20	0.16
第4期	996,918,122	617,643,253	15,431	20	0.13
第5期	617,643,253	1,102,839,215	16,901	20	0.12
第6期	1,102,839,215	798,037,521	14,781	20	0.14
第7期	798,037,521	349,436,704	17,257	20	0.12
第8期	349,436,704	295,187,922	17,661	0	0.00
信託期間中1口当たり総収益金及び年平均収益率				7,791円	11.19%

## VI. お知らせ

### サブ・ファンドの終了について

管理会社は、受託会社と協議の上、2017年12月29日をもってサブ・ファンドを終了（繰上償還）しました。償還金は、日本における販売会社を通じて2018年1月12日に受益者のみなさまにお支払いしました。